

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和3年度事業点検・評価調書

3-6

3-6

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	景観条例に基づく景観保全、地域における景観形成
節			事業主体	佐渡市建設課
事業(施策)名	6 景観条例の周知化及び啓発活動		関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～R4			
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 景観保全に関する市民の理解を促進し、佐渡市景観条例に基づき、世界遺産を中心に地域における良好な景観形成を図る。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や事業者に対する景観条例の周知及び事前協議の徹底を図るとともに、地域における良好な景観形成に向けて、地域が協働し、主体的・継続的に取り組むことができるよう啓発活動を行う。 <p>【本計画終了時点のゴール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 景観条例の周知を図り、事前協議・届出を徹底することで、届出があった建築物・工作物について、景観形成基準の色彩基準を超える新築・新設・色彩の変更等をなくす。 			
これまでの取組実績	<p>4月の市報及び通年のケーブルテレビで景観条例による届出制度について周知を図った。届出漏れを防ぐため、世界遺産推進課、環境対策課、県佐渡地域振興局地域整備部建築課と連携し、届出・申請確認リストを作成した。建築士会、建築組合、建設業労働災害防止協会、解体業者(市内登録業者)へ周知し、各課の窓口へ相談に来た方へも配布した。</p>			
事業計画と実績	<p>【R3年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市報(4月)及びケーブルテレビ(4月～年度末)で、景観条例による届出制度について周知する。 <p>【R3年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画のとおり4月の市報及び通年のケーブルテレビで市条例による届出制度について周知した。 			
課題・今後の取組	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市広報紙を利用して市民や事業者へ景観条例の周知に努めているが、継続的な普及活動が必要である。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市広報紙及びケーブルテレビで条例の周知(届出手続)を今後も継続的に実施する。 			
事業評価	<p>【ゴールに対するR3末の達成度】 ◇ 予定通りに周知を行ったことで、一定の成果が得られた。 〔 A・B・C 〕</p>			

A: 予定を上回る進捗
B: 概ね予定どおり
C: 遅れている。